令和２年５月８日

保護者の皆様へ

古河市教育委員会教育長　鈴　木　章　二

（公印省略）

インターネット環境がないご家庭への家庭学習用端末の貸出について

　日頃より、古河市の教育行政にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、古河市教育委員会では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、現在、令和　２年５月31日まで市立小中学校の臨時休校期間を延長しているところです。

そこで、臨時休校期間中の家庭学習を支援するため、インターネット環境がないご家庭に対し、タブレット型の端末を貸出することといたしました。

つきましては、貸出を希望するご家庭におかれましては、別紙「物品借用書」を学校までご提出くださるよう、お願いいたします。

記

１　目　　的　　　古河市立小中学校の臨時休校期間中における家庭学習支援のため

２　貸出物品　　　タブレット型端末（ｉＰａｄ）及び充電機器

　　　　　　　　　　　※１世帯につき１セット

３　貸出期間　　　令和２年５月29日（金）まで

４　貸出を希望する場合の提出書類　　別紙「物品借用書」

５　申請書の提出先　　児童生徒の在籍する小中学校

６　貸出に際しての留意事項

（１）貸出は学校単位で行います。お子様が小・中学校に在籍している場合は、小学校に申請してください。

（２）貸出の目的以外に使用しないでください。

　　　　　　※端末の閲覧履歴を確認できるようになっています。

　（３）他の方へ譲渡または転貸しないでください。

（４）貸出中の物品管理については、ご家庭で責任をもって取り扱ってください。

破損等をした場合は、修繕等に係る実費分を負担していただきます。

（５）その他、古河市教育委員会や学校から示された、使用に際しての留意事項を遵守してください。

７　その他　　貸出用の端末は、お手数でも保護者が学校まで取りに来てください。

※受け渡し日 ： 令和２年５月11日（月）～15日（金）午前８時から午後５時まで